

西川町育英奨学金貸与制度 令和3年度奨学生の募集

- 【提出書類】 ①願 書（様式第1号）
②学校長等の推薦書（様式第2号）
③健康診断書（指定様式なし、学校保管の生徒健康診断票の写し可）
④父母の課税証明書（町発行の証明書を各1部）

【提出先】 西川町役場内 西川町教育委員会 学校教育課
Tel.0237-74-2114（直通）

【提出期限】 令和3年3月18日（木）

【奨学金内容】

貸与額	①高校生	月額 20,000 円以内
	②大学生、③短期大学生、④専修学校生 ⑤保健師助産師看護師学校養成所指定の学校及び養成所の学生	月額 30,000 円以内
	※①②③④は学校教育法に規定する学校 ※⑤は昭和26年文部省厚生省令に規定する学校及び養成所	
貸与方法	・奨学生本人の口座へ送金 ・年4回、1回につき3ヶ月分を送金 （送金月：5月、8月、11月、2月）	
返 還	貸与期間終了後、1年間の据置期間を経て10年以内に返還する。 ※奨学生が死亡、災害、疾病等のやむを得ない理由がある場合は、猶予又は免除を受けることができる。	
返還猶予	①高校から進学した場合、進学先の在学期間中返還を猶予することができる。 ②医師・看護師として西川町立病院に就職する意思のある者は、卒業後医師は7年、看護師は5年以内に返還を猶予することができる。	
返還免除	①卒業後医師は7年、看護師は5年以内に町民として、西川町立病院に5年間継続して従事した場合、奨学金の債務の全部を免除することができる。	
貸与利子	無利子	